

会議録

1 附属機関の名称

犬山市防災会議

2 開催日時

令和8年2月19日（木） 午後2時00分から午後3時00分まで

3 開催場所

市役所 2階 201会議室、202会議室、203会議室

4 出席した者の氏名

- (1) 委員 別紙出席者名簿参照
- (2) 執行機関 吉野防災交通課長、小木曾防災交通課長補佐、
森川・渡辺・後藤防災交通課職員

5 議題

【協議事項】

- (1) 犬山市地域防災計画の修正について

【報告事項】

- (1) 警戒本部・災害対策本部設置状況及び被害状況について
令和7年10月20日（月）県道栗栖犬山線 倒木 概要
- (2) 災害協定の締結状況について
- (3) 防災訓練について
- (4) 犬山市国土強靱化地域計画の改訂について
- (5) 犬山市雨水出水浸水想定区域図について

6 傍聴人の数

1人

7 内容

【協議事項】

(1) 犬山市地域防災計画の修正について

(会長) それではただいまから協議事項に入ります。

本日の議事録の署名を、犬山市ボランティア連絡協議会上垣外委員と愛知北農業協同組合犬山支店浅井委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

まず、協議事項の(1)「犬山市地域防災計画の修正について」事務局より説明してください。

(事務局) 協議事項の説明に入る前に、犬山市防災会議が設置されている目的を説明します。

犬山市防災会議は、犬山市地域防災計画を作成及びその実施を推進し、本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集するために設置された附属機関となっています。

また、これらの設置根拠として、災害対策基本法、犬山市防災会議条例で定められています。

協議事項(1)の犬山市地域防災計画の修正について説明します。

資料1をご覧ください。

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、犬山市防災会議が犬山市の地域に係る防災計画として作成する「犬山市地域防災計画」として、風水害、地震、原子力等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものとなります。

この地域防災計画の修正は、災害対策基本法第16条にて、市地域防災会議の所掌事務とされており、同法42条で必要に応じて修正することとされています。

では、ローマ数字2番の主な修正内容について順に説明します。

基本的には、愛知県地域防災計画上位計画の見直し・修正に基づいて、細かい表記の修正などをしておりますので、その点については新旧対照表をご確認ください。その中でも特に重要な部分について、説明しますので、修正案の要旨をご確認ください。

1番、避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正です。

令和6年に発生した能登半島地震における教訓を踏まえ、国が策定している「防災基本計画」が修正されるとともに、スフィア基準を取り入れた「避難生活における良好な生活環境確保に向けた取組指針」が改定されたことを受け、犬山市の計画においても、避難生活の質の向上を目的として所要の修正を行うものです。

また、今回取り入れられたスフィア基準とは、紛争の被害から逃げてきた避難者が生活する難民キャンプで、当時は劣悪な環境下での生活を余儀なくされ、多くの方が感染症などで亡くなった反省から、災害や紛争の影響を受けた人々が尊厳ある生活を営むため必要な最低基準として作られた国際基準です。

トイレの衛生、一人当たりの居住スペースなど、災害時避難所に適用できる基準が含まれています。

該当箇所は、風水害等災害対策編、地震災害対策編ともに同様の内容で記載を修正します。

続きまして2番、情報の収集・連絡体制の整備に係る修正です。

こちらは、災害時において通信インフラが途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、県、市町村及び防災関係機関において衛星通信を活用するインターネット機器の整備、活用に努めることについて追記するものです。

今回の修正の目的としては、災害時の携帯電話網やインターネット回線の長期間の途絶により、被災状況の把握や情報共有に支障が生じた事例が報告されていることから、必要な情報の収集や関係機関との連絡を確保できるようにするものです。

該当箇所は、風水害等災害対策編、地震災害対策編ともに同様の内容で記載を修正します。

以上2点について、今回の修正の特に重要となる部分として説明しました。

以上で、犬山市地域防災計画の修正案について説明を終わります。

(会長) 説明は以上となります。ただいま、説明した内容につきまして、ご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

～意見等なし～

(会長) それでは、お諮りいたします。犬山市防災計画の修正案をお認めいただくこととして御異議ございませんでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) 異議なしと認め、当会議としてこの修正案を承認することとします。以上をもちまして、本日の協議事項を終了させていただきます。

【報告事項】

(会長) 続きまして、報告事項(1)から(5)について、事務局より報告してください。

(事務局)

警戒本部・災害対策本部設置状況及び被害状況について説明します。
資料2をご覧ください。

令和7年度につきましては、大雨警報（土砂災害）の発表は、6月23日に1回となっており、災害対策本部の設置については、1件ありました。公共施設の被害としまして、破損等18件、市内での倒木1件の報告がありました。

次に、避難所の開設状況です。10月20日（月）に倒木により栗栖地区全域が孤立し、帰宅困難者が発生したことにより、指定避難所1箇所（フロイデ）、自主避難所1箇所（栗栖公民館）の開設がありました。

続いて、追加資料につきまして、説明します。

追加資料で配布しました。令和7年10月20日の県道栗栖犬山線倒木について、補足説明をします。

事案としては、倒木による道路閉塞で、令和7年10月20日の午前10時30分ごろ、倒木が確認されました。

県道栗栖犬山線で、資料中央の左側に写真を載せてありますが、木曾川沿いの県道で倒木が発生し、崖から木が倒れ道路が閉塞しました。

また、倒木に伴い現場が12時30分から21時40分まで通行止めが発生したことにより、栗栖地区が一時的に孤立状態となりました。

現場対応としては、倒木の伐採、撤去、それから電線及び電話回線の支障確認を実施したことで、通行止めに時間を要しました。

電線の支障確認等により継鹿尾地区において、約200戸が16時から21時36分にかけて、停電がありました。

また、通行止めに伴い帰宅困難者が発生しました。

こちらは栗栖へ帰る方と栗栖から出掛ける方、両方向で帰宅困難者が発生し、市民交流センターフロイデ、こちらは市の指定避難所になり、もうひとつが栗栖の公民館、こちらは市の指定避難所ではなく、地域で自主的に避難所と決めた自主避難所という形で、2カ所を開設しております。

開設時間及び避難者については、記載の通りとなっております。

こちらが、今回起きた事案の概要になりますが、この事案においては今後の対策と検討内容をご報告させていただきます。

まず、備蓄品等の対策です。

発災直後や初動対応に必要な物資を、現在も配備はしておりますが、増備していくことで現在進めております。

主に、備蓄食、発電機、投光機等の発災の初動時に特に必要とされるものを追加配備するように現在、栗栖小学校と栗栖地区と配置場所について協議しております。

続いて、道路に関する対策です。

倒木の恐れのある樹木の伐採ということで、倒木が起きた直後に、現場確認

を行い、特に危険と思われるものが2本あり、2月23日、24日に伐採の予定をしております。

伐採については、一宮建設事務所が実施予定です。

また、第3次緊急輸送道路の指定について、検討を進めております。

まず、緊急輸送道路について簡単に説明します。

緊急輸送道路とは、発災した際に避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で発災時は優先的に道路警戒をする必要があります。

また、緊急輸送道路の中には1次から3次まであり、今回は第3次として、栗栖地区内にある栗栖小学校が市の指定避難所となっており、防災的な拠点となることから栗栖小学校を結ぶ道路を第3次緊急輸送道路として、指定していくことで進めています。

これに合わせて県道栗栖犬山線、場所としては犬山遊園の交差点から栗栖小学校までの川沿いの道路と市道栗栖10号線、場所としては、県道から栗栖小学校に入る区間が市道区間となります。

こちらの2カ所と合わせて、山の田公園から五郎丸までの区間で、市道犬山公園小牧線の3カ所を第3次緊急輸送道路として市が指定することで進めております。

また、指定することで電柱に関する規制など部分的に制限がかかるということで、警察等とも協議を進めており、4月をめどに緊急輸送道路の指定をするように現在調整を進めています。

以上で県道栗栖犬山線にかかる倒木の概要と今後の対応についての、報告を終わります。

これで、資料2の説明を終わります。

(事務局)

災害協定の締結状況について説明します。

資料3をご覧ください。

現在、犬山市では全部で110の災害協定を結んでおり、昨年度の報告時から3つの協定を新たに締結しています。

新たに締結した協定内容について、順に説明します。

1点目は、No.111です。

令和7年3月21日に、愛知北農業協同組合と災害時における物資集配拠点施設としての協力に関する協定書を締結しました。

これは、大規模災害時に、国や県を始めとした関係機関からの支援物資の受入拠点としまして、本市では、市南部にある山の田公園を物資拠点として位置付けています。

愛知北農業協同組合の犬山支店は市北部に、羽黒支店は市中央部に位置しており、敷地が広いうえ、国道41号線、県道春日井各務ヶ原線といった緊急輸送道路に面した立地であることから、今回の協定では物資集配拠点施設と

して協力をいただく内容となっています。

2点目は、No.112です。

令和7年5月12日に、NTPホールディングス株式会社と災害時等における支援協力に関する協定書を締結しました。

これは、災害発生時に、車両や機材・施設を使用できる内容の協定となっています。

3点目は、No.113です。

令和8年1月23日に、東洋紡株式会社犬山工場と災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定を締結しました。

これは、東洋紡株式会社が所有する施設の一部を災害時に指定緊急避難場所として利用する内容の協定となっています。

指定緊急避難場所とは、いのちを守るために逃げる場所です。

なお、避難場所の指定、運用開始は4月1日を予定しています。

これで、当市の指定緊急避難場所は40箇所目になります。

ただし木曾川の浸水想定エリアに入りますので、木曾川が氾濫の危険性がある場合は、開設しません。

4点は、No.114です。

株式会社クリエイト・プロですが、協定締結日が2月13日となっておりますが都合により2月20日、明日に変更になりましたことを報告させていただきます。

明日、2月20日に株式会社クリエイト・プロと災害時における支援に関する協定書を締結する予定です。

これは、車中泊の避難場所として所有する駐車場の提供、電気自動車用充電スタンドの使用、所有する電気自動車から周辺避難所等への電力供給、トイレカーの貸与などの内容の協定となっています。

前回の報告から新たに締結した協定は以上となります。

これで、資料3の説明を終わります。

(事務局) 防災訓練等の実施について、説明します。

資料4をご覧ください。

1番「令和7年度犬山市総合防災訓練の結果報告」をご覧ください。

令和7年11月9日(日)に羽黒小学校を会場に実施し、参加人数は、町内会のみ参加の方、会場まで参加された方、その他来賓等を含め、約575名の参加がありました。

当日は、羽黒小学校区コミュニティ推進協議会及び市職員を中心に、資機材取り扱い訓練を実施し、避難所運営の中心となる団体の共通認識をもつことができました。

また、広域避難訓練をあま市と連携して実施し、受入手順の確認や資機材の取扱い訓練を行いました。

続きまして、2番「令和8年度犬山市総合防災訓練の計画案について」をご覧ください。

令和8年11月8日（日）午前中に、東小学校を会場として実施します。現段階の主な内容として、①自主防災組織の活性化②避難所運営委員会の設置の足がかりとなる取り組み③防災知識の啓発を予定しています。

概要・方針としては、今後激甚化する災害に向け地域住民での助け合い「共助」が非常に重要になってきます。

その共助の基盤となる「自主防災組織」の拡大及び活性化を目的として実施します。

また、訓練の前に地域に入り普及啓発を行います。

訓練の趣旨を理解していただき、最終的には災害時に、地域の中で中心となって避難所運営を行っていく「避難所運営委員会」の設置を図ります。

東小学校での実施においても、例年通り参加市民に向けて啓発ブースを設ける予定ですので、各企業・団体の皆様においても、またブース出展という形でご協力をお願いします。

訓練が近づきましたら、改めて依頼させていただきます。

続きまして、3番「令和7年度 土砂災害に強い地域づくり活動の結果報告」をご覧ください。

令和7年6月8日（日）に倉曾洞地区の市民を対象に、一人ひとりが自分の状況に合わせた「マイ・ハザードマップ」の作成を行いました。

同時に災害時のトイレや発電機の資機材取り扱い訓練も行いました。

これにより、有事の際の的確な避難行動に繋がり、防災意識の向上を図ることができました。

続きまして4番、「土砂災害に強い地域づくり活動の計画案について」をご覧ください。

令和8年6月14日（日）に、入鹿地区を対象に土砂災害による緊急避難を想定した避難訓練を実施予定です。

方針及び概要としましては、入鹿地区は土砂災害の危険が多く災害時には孤立する可能性があります。

その中で、地区住民一人ひとりが避難先や方法を事前に考え、確認することで緊急時の「命を守る行動」への普及啓発を目的としています。

続きまして、5番「令和7年度福祉避難所開設訓練（職員訓練）の結果報告」をご覧ください。

令和7年10月30日（木）に職員訓練として、社会福祉法人ひかり学園で実施しました。

今回の訓練では、障害者を対象として行い、福祉避難所を開設する際の一連の業務を確認し問題点や課題を整理するものとして行いました。

また、災害対策本部内及び関係機関間の連携の部分で、情報の整理、伝達方法の課題が明らかとなりました。

そのほか、人員の問題や資機材についても改善する必要があるため今後検討

していきます。

続きまして6番「ペット同室避難 避難所運用訓練の結果報告」をご覧ください。

令和8年1月27日（火）に「ペット同室避難 避難所運用訓練」を実施しました。

これまで、ペット同室避難避難所開設訓練を3回行い、今回は、避難所運用訓練という形でペットや飼い主が避難所内で生活様式の確認及び問題点や課題を整理することを目的にした訓練となっています。

今回の訓練は、楽田地区コミュニティ推進協議会、犬山動物総合医療センター、あいち防災リーダー会犬山、株式会社興栄コンサルタント、NPO 法人にこつとなど各団体の皆様にご参加をいただきました。

また、振り返りでは参加者全員から訓練の感想や課題を発表していただきました。

主な意見として、「避難所でのペットの様子を把握する際の課題」「災害時の獣医師等不在時の不安」「避難所に持ち込む物が多く準備が大変だった、日頃からの準備が重要」などがありましたので、今後対策を検討していきます。続きまして、7番「令和7年度災害ボランティアセンター開設訓練の結果報告」をご覧ください。

令和7年8月22日（金）に南部公民館にて実施しました。

今回の訓練では、災害ボランティアセンター開設からボランティア受け入れまでの一連の業務を確認し、問題点や課題を整理するものとして行いました。運営スタッフ間の連携の部分で、情報の整理、伝達方法の課題が明らかとなりました。

そのほか、人員の問題、ニーズの把握、最低限の資機材の準備についても改善する必要があるため今後検討していきます。

これで、資料4の説明を終わります。

(事務局)

犬山市国土強靱化地域計画の改訂について、説明します。

資料5をご覧ください。

犬山市国土強靱化地域計画を今年度改定しました。

この計画は、国の国土強靱化基本法に基づきまして大規模、自然災害に備えるために、国や愛知県と連携し、適切な役割分担を踏まえ本市の地域特性に応じた施策を総合的かつ、計画的に推進をすることを目的とした計画となっております。

犬山市国土強靱化地域計画については、令和2年10月に策定した計画で、計画期間はその当時、令和2年度から令和7年度となっております。

そのため令和7年度となり、改定時期を迎えたため国の計画の変更内容等を反映させ、現行の計画を今年度改定したものとなります。

では、今年度改定した主な改定内容について、説明をします。

主な改定内容をご覧ください。

1つ目は、デジタル新技術の活用についての記載ということで、記載をしております。

2つ目は、事前に備えるべき目標の見直しで付属資料の概要版をつけております。

そちらも合わせてご確認ください。

こちらの裏面をご覧くださいと、色々な表がついておりますが、この事前に備えるべき目標の見直しということで、一番左の列に1から6まであります。こちらが当初は8項目がありましたが、国の改定等ありまして、6つに変更となっております。

具体的に、いろんな施策については、減ったことにより、何かが削られた訳ではなく、統合や追加があり、変更されているものとなります。

続きまして、起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオの見直しということで、同じく表の中の2列目にリスクシナリオが記載してあります。

こちら、事前に備えるべき目標と同様に、統合や追加されたりしたことで減ったり増えたりしていますが、特段内容の変更はございません。

最後に、このリスクシナリオごとに市の施策を立てていますが、こちらの進捗状況、令和2年から令和7年度にどれだけ進捗があったかというところを確認しまして、それを踏まえ、新たに実施しなければならないものや、達成したものなどが多々あります。

こちらの改定に伴いまして、スケジュールが下に書いてありますが、令和7年5月から始めまして、令和7年9月に、パブリックコメントを実施しております。

その際に、防災会議員の皆様には、ご案内をさせていただいております。

また、市民の方から意見をいただきまして、意見の反映をしまして、令和7年12月に改定作業を完了し、公表をしております。

今回の改定に伴いまして、従来の令和2年に策定した計画では、5年の計画期間となっておりますが、今回の改定に伴い、10年間としております。ただし、おおむね5年ごとに、必要に応じて見直しを実施しますので、このたび修正をかけております。

これで、資料5の国土強靱化地域計画の改定についての説明を終わります。

(事務局)

続きまして、資料の6をご覧ください。

こちらは、犬山市雨水出水浸水想定区域図という新たなハザードマップとなっております。

こちらを作成した経緯について、説明をします。

犬山市では、平成30年度にこちらとはまた別の百年に一回の想定をしている内水ハザードマップを作成しております。

こちらは、市の防災ハンドブックに合わせて全戸配布をして、市民の防災意

識の向上に努めてきたものとなっております。

今回の、犬山市雨水出水浸水想定区域図というものについては、水防法により定められたハザードマップとなっております。

作成にあたっては、国が示すマニュアルに基づいて作成しておりまして、水防法は法律ですので法律に定められた事項、記載事項を網羅しつつ作成をしているものです。

従来の内水ハザードマップとの違いは、こちらの雨水出水浸水想定区域図というものは、想定する最大規模の降雨。

先ほどの内水ハザードマップは百年に一度ですが、こちらのハザードマップは、千年に一度という規模の降雨により、排水施設で雨水が排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を示したハザードマップです。

合わせて浸水シミュレーション等により浸水の深さ、浸水が継続する時間を明示しております。

そのため、浸水深と浸水継続時間、この2種類のハザードマップがついております。

今回ご報告させていただく内容で、地域防災計画に、水防法に基づくハザードマップを策定すると、地域防災計画に記載が必要となります。

しかし、従来の地域防災計画にはこちらの雨水出水浸水想定区域図の記載はしてありましたので、特段修正の必要はありませんが、その中の、要配慮者利用施設、水防法で定められているハザードマップについては、その中の浸水区域内にある病院や介護施設など、その他要配慮者施設と呼ばれる施設については、避難確保計画という事業者が作らなければならない計画があり、その施設を、地域防災計画に掲載する必要がございます。

今までの土砂災害であったり、従来の河川外水ハザードマップであったり、そういったハザードマップに基づく、この要配慮者利用施設の掲載については、しています。

しかし、今回指定される雨水出水浸水想定区域図の指定については、令和8年度の地域防災計画の改正時に、同様に記載を進めていきます。

今回の指定によって、市内の防災意識のさらなる向上を図るとともに、法的な位置づけになりますので、法的位置、による区域の指定、公表をすることによって、不動産取引時に、宅地建物取引業者が重要事項説明のために使うものともなっております。

現在公表している平成30年度に作成している内水ハザードマップについても同様に今回見直しを行いまして、現時点での排水施設を反映させたシミュレーション結果として公表します。

同様に、今回指定した雨水出水浸水想定区域図に対応したハザードマップについても新たにホームページ等で公表を予定しておりまして、公表時期については令和8年3月中に予定をしております。

では、資料6については以上となります。

事務局からの報告事項については以上となります。

(会長) 報告が、すべて終わりました。補足をさせてください。資料2の追加資料の栗栖倒木についてです。
説明にあったように第3次緊急輸送道路に指定していきなると伝えました。説明の中で発災後に優先的に、警戒していかなければならない道路になるという話をさせていただきました。
冒頭や報告の中で説明をしましたが、土砂災害に強い地域作り事業を実施しております。
今年度は倉曾、来年度は入鹿ということでしたが、ここに栗栖も入っていたんです。
ところが、説明があったように、倒木をして孤立をしてしまった。
そのため、緊急避難道路に指定をすることによって、今後を考えていこうというものであります。
つまり、指定することによって今後の災害対策につなげていきたい、県と連携を深めて、この地域の安心安全をより確保していきたいという思いで、緊急輸送道路の指定につなげていきたいというふうに思っています。
本日は、一宮建設事務所の浅井所長がお見えであります、引き続きご指導賜りながら地域の安心安全のためによりしくお願いいたします。
簡単に補足をさせていただきました。

(会長) ただいま、報告しました(1)から(5)の内容につきまして、ご意見、ご質問等はございますか。

(大沢委員) 資料2の追加資料「県道栗栖犬山線倒木概要」について質問させていただきたいと思っております。
10月の災害の時は大雨が降っていたわけではないのに、樹木が倒木ということで、災害が発生した。
まさに、想定もしていなかった事態だと思いますが、先ほど説明の中で、特に危険な2本の樹木を2月に伐採をしていくという説明がございましたが、その診断のもとになった調査、それから、どうやって診断をされたのかというところについて、追加でご説明いただければと思います。

(事務局) 木の伐採についてですが、10月20日に倒木がありまして、その直後に、愛知県の一宮建設事務所、それから犬山市の土木管理課、防災交通課が同時に立ち会いをしまして、現場の県道沿いを歩いて確認をいたしました。
その中で、今後、倒木の可能性があるかを基準に目視判断をして、特に緊急性が高いものということで、2本を選定したというような結果になっております。

(会長) 他に、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

～特になし～

(会長)

特にご意見も無いようですので、報告を終了とさせていただきます。

以上で、全ての協議・報告が終了いたしました。

改めて犬山は災害、台風や地震が少ない町だと思います。

ただ、これはいつ起こるか分かりません。

油断することなく、皆さんと連携を強化しながら、犬山市の皆さんの生命財産を皆さんと一緒に守っていきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

(閉 会)

令和8年3月4日

上記に相違ないことを確認する。

(署名)

上垣升 勝安

(署名)

浅井 貴史